

様式第9号

指定管理者の選定結果（非公募用）

- 1 施設 の 名 称 静岡市清水社会福祉会館
 静岡市清水中央老人福祉センター
- 2 指定管理者の名称 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会
- 3 指 定 期 間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

4 選定の経緯

(1) 非公募

ア 非公募の理由

【該当項目】

オ. その他、管理運営の特殊性などから、公募による募集が適当ではないと指定管理者選定委員会が認めた施設

【該当理由】

清水社会福祉会館は社会福祉の増進を目的として設置された施設であり、清水区の地域福祉の推進の拠点の役割を担っている。

この建物には清水社会福祉会館と併せて清水中央老人福祉センターが置かれていることから、これらの施設を一元的に管理・運営することのできる者を指定管理者として指定することが合理的である。

現在、指定管理者として本施設の管理をしている社会福祉法人静岡市社会福祉協議会は、地域福祉の啓発活動を促進し、その充実したネットワークを活用することにより、市民、福祉サービス利用者、福祉事業者及び行政の協働を促すなど、地域福祉の向上に大きく寄与している。

そして、静岡市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において地域福祉の推進を図ることを目的とすると規定された市内の唯一の団体であり、市と車の両輪として本市の地域福祉を推進していく関係にある。

現に、平成27年度からは、社会福祉法第107条に基づき市が策定する地域福祉計画と、同法第109条に基づき静岡市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を、目標や方向性を共有し、一体の計画として策定しており、このような事業者は静岡市社会福祉協議会

のみであることから、募集方法は非公募としたい。

(2) 審査方法

ア 審査の種類

(ア) 書類審査 令和2年11月30日

(イ) プレゼンテーション 令和2年11月30日

イ 審査委員会

委員長 村松 正博 (福祉総務課長)

委員 戸塚 直子 (障害福祉企画課長)

〃 大畑 綾子 (高齢者福祉課長)

〃 隅倉 正員 (静岡市清水区地区社会福祉協議会連絡会副会長)

〃 伊藤 富代子 (静岡市葵区民生委員児童委員協議会副会長)

ウ 審査基準 (審査表)

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法 (審査方法)

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

(ア) 名称 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会

(イ) 点数 85.4点/100点満点 (市が設定した最低基準点 70点)

(ウ) 指定管理料提示額 107,100千円

イ 総評 (選定の理由等)

- ・清水区における福祉活動の拠点として、ボランティアや福祉団体の育成を図るとともに、公の施設であることを念頭において、公正な運営が行われている。
- ・清水社会福祉会館内の他施設と連携し、事業を効果的・効率的に運営している。また、関係機関やボランティア、シニアクラブ等地域団体とも連携し、地域の福祉向上が図られており、利用者へのサービス向上を念頭においた計画となっている。
- ・当該施設の運営実績があり、管理業務や地域福祉事業のノウハウ、近隣団体とのネットワークを既に有しており、安定した施設運営が期待できる。
- ・会計処理に関するルールが整備されており、管理業務を適切かつ円滑に行うための経理的基盤を有している。

- (4) 指定管理者選定委員会 令和2年12月14日
- (5) 市議会の議決 令和3年3月11日
- (6) 指 定 令和3年3月15日
- (7) 公 告 令和3年3月17日

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市清水社会福祉会館・静岡市清水中央老人福祉センター

基本項目	審査項目	比重①	評価 ②	点数 ①×②
【25点】 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。	施設の運営方針は明確で十分な内容であるか。(5点)	× 1		
	両施設の設置目的を十分に認識し、その目的を達成するための事業が事業計画に盛り込まれているか。(5点)	× 2		
	市が示した方向性や目標、その他仕様書の内容を十分に理解し、それが事業計画に反映されているか。(5点)	× 1		
	住民の利用について公平性が確保されているか。(5点)	× 1		
	【所見欄】			
【25点】 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。	市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。(5点)	× 1		
	事業計画が地域福祉向上を図るものであるか。(5点)	× 1		
	市民ニーズを把握し、施設運営に適切に反映する等の市民サービス向上のための方策が示されているか。(5点)	× 2		
	事業計画を実現するために、必要な予算措置がなされているか。(5点)	× 1		
	【所見欄】			
【40点】 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。	当該施設の指定管理者としての実績は十分か。(5点)	× 2		
	定款等に定められた団体の業務内容が、当該指定管理業務を行うのに適しているか。(5点)	× 1		
	事業計画を実施するために、近隣地域及び他団体等のネットワークが確保されているか。(5点)	× 1		
	人員の配置計画は適正か。(当該施設の管理を行うのにふさわしい組織の体制であり、各部署に必要なかつ十分な人数が配置されているか)(5点)	× 1		
	第三者に業務を委託する場合における、業者選定手続及び業務の指導、監督体制は適切か。(5点)	× 1		

	事故、災害など緊急時における対策は適切か（危機管理体制を整備するなど、利用者の安全を確保するための対策は十分か）。（5点）	× 1		
	個人情報保護について、その重要性を認識し、対策を講じることができるか。（5点）	× 1		
	【所見欄】			
管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。 【10点】	経理について適切な処理能力を有しているか。（5点）	× 1		
	過去数年間における利益又は損失の状況はどうか。（損失が続いていないか）（5点）	× 1		
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1
 当該施設の指定管理者としての実績に関する審査項目の配点は、原則として満点の10%とすること。

満 点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

【意見欄】